

# RYLAの危機管理 ファシリテーターの研修

2024年9月8日(日)

第3回全国RYLA運営委員会及び  
地区RYLA委員長合同会議

国際ロータリー第2680地区  
地区危機管理委員長  
同青少年奉仕委員長  
RIJYEM研修部門委員  
西宮イブニングRC 黒田 建一

# 第1 はじめに

## 1. RYLAファシリテーターの研修義務

(1) ロータリー章典41.060.3.RYLAファシリテーター  
(2021.1)

「RYLAに関わるファシリテーターは、セクシャルハラスメントおよび虐待防止、多様性、公平さ、インクルージョンに関する研修を受けるものとする。未成年者が参加するRYLAについては、ファシリテーターは、国際ロータリーの青少年保護方針とその地区の青少年保護方針に関する研修も受けるものとする。」

## (2) RYLAファシリテーターとは

- ① ファシリテーターとは
- ② モデレーターとの違いと歴史的経緯
- ③ ファシリテーションの根源⇒PCA
- ④ PCAの3原則＝アクティブリスニング
  - 一致
  - 無条件の積極的関心
  - 共感的理解

### (3) DEI

(a) 章典26.130.国際ロータリーの多様性、公平さ、  
インクルージョンへのコミットメント(2021.6)

(b) 章典26.140.行動規範(2021.6)

ロータリーの中核的価値観の反映

#### ①期待事項

- 他者を尊重する言葉を使う  
※アクティブリスニング
- サポートを示す
- 暖かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する
- 多様性を重んじる

## ②行動規範にかかわる懸念を報告する

26.140.の行動規範に反する行為があったと感じた場合

Eメールで連絡する([DEI.Inquiries@rotary.org](mailto:DEI.Inquiries@rotary.org))

## ③成人ハラスメントの問題を報告する

- ・警察への相談 クラブ役員、地区リーダー、ゾーンリーダーへの通知
- ・問題についてRIのクラブ、地区支援室([cgs@rotary.org](mailto:cds@rotary.org))へ報告する
- ・青少年にかかわるハラスメントまたは虐待の申立は全て72時間以内にRIに報告([youthprotection@rotary.org](mailto:youthprotection@rotary.org))に報告しなければならない

#### (4) 未成年者(18歳未満)参加の場合

##### ①RIの青少年保護方針

地区青少年保護方針

の研修を受ける必要がある

##### ②青少年保護方針については

青少年保護の手引、章典特に41.050.(ロータリー—青少年交換)参照

##### ③新たに未成年者参加を認める場合は勿論、既に参加を認めている場合でもロータリー活動への未成年者参加の留意点を確認する

## 2. 危機管理の難しさ

- ①危機の防止—常識の問題、但し、相当の想定力  
が必要
- ②危機の対応—迅速かつ慎重な判断  
ロータリーの規定についての正確  
な理解
- ③対応の失敗—財産的損失、RI等のペナルティ

### 3. ロータリーの規定等

(1) 組織規定文書＝RI定款、RI細則、標準RC定款(章典1.040.4.)

(2) ロータリー章典＝組織規定文書の補足(章典1.050.)

(3) 青少年保護の手引

- ・主として章典をまとめたもの
- ・概要を知ることには出来るが章典と照らし合わせると理解がしやすい

## 4.ロータリークラブの主な規範

(1)ロータリークラブはRI定款及びRI細則に定められた義務をたゆまず遂行することを条件としてRIに入会している(RI定款5条1節)

※RCはRIとの間でRIの組織規定文書(RI定款、細則、標準クラブ定款)(章典1.040.4.)とその補足であるロータリー章典(章典1.050.)を順守することを合意している一入会契約の条件であるから、違反があればペナルティもある

## (2) 章典2.010.(RIへのクラブの加盟)

### 2.010.1.機能の喪失(2019年10月理事会会合、決定48号)

RI細則に従い、RI理事会は、当組織の全ての加盟クラブが確実に機能しているよう配慮する責任があり、機能しているクラブを次の様に定義する。

7. 国際ロータリーの定款、細則、およびロータリー章典に矛盾しない方法で活動していること。
8. ロータリー章典に規定されている通り、ハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められた会員を退会させるというRI理事会の要請に従っていること。

11. クラブ内の論争を友好的な方法で解決すること

12. 地区と協力関係を維持していること

各ガバナーは上記の基準に基づき、機能していない地区内のクラブを特定するものとする。

ロータリーのシニアリーダーもまた、観察によってクラブが機能していないことに気付いた場合には、それを報告するよう推奨されている(2019年10月理事会会合、決定48号)

## 4. RI細則・章典による ロータリークラブ等の終結

- (1) RI細則3.020.理事会によるクラブ等の懲戒、加盟停止、または終結
  - ア RI細則3.020.1.加盟停止または終結  
RI理事会は同項(a)~(d)に定める理由による加盟停止、終結することができる
    - (b) TRF資金管理方針違反
    - (c) 青少年保護規定違反
  - イ RI細則3.020.3.機能の喪失による終結  
「RI理事会は機能を停止し、または例会を定期的に行わず、その他の機能を遂行できなくなったクラブ」を終結することができる

- ウ RI細則3.020.5.RI理事会によるしかるべき理由による懲戒、加盟停止、または終結  
※聴聞の機会を与えることが必要

## (2) 章典による終結

- ア 章典2.120.2-a 虐待およびハラスメントの防止と報告手続
- イ 章典26.120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境

# 第2. 危機管理

## 1. なぜ危機管理か？

- 危機を問われる問題はいつも起きている
- ロータリーには無いというのは幻想である
- 皆そのことを知りながら長い間黙認してきた
- しかし“された者”の沈黙の時代は終わった
- “した者”は“された者”への適切な対応を迫られている
- “された者”と“した者”との認識の違いを埋めること、そして認識の違いを生じさせないことが危機管理の大きな課題

## 2. 危機とは？

- ①事故 ②暴力 ③自然災害 ④政情不安
- ⑤伝染病の発生

Rotaryにおける危機管理問題はこれに留まるものではない

- ⑥ハラスメント ⑦会計問題 ⑧内部不和
- ⑨雇用問題 etc

### 3. そもそもロータリアンはどうあるべきか 「ロータリアン行動規範」(章典8.030.2.)

ロータリアンとして私は以下のように行動する

- 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける
- 5) ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起こらないよう確認する

## 4 ハラスメント

### (1) ハラスメントが生じる原因

ハラスメント加害者の主観的価値観と周りの価値観とのズレ

- ① 自分の善意、好意が相手方にとってもそうであるとは限らない ← 人間関係を関係性として捉えない。
- ② 倫理観の変化が頭ではわかっている、日常生活の会話や行動では昔習得した知識がそのまま表に出る — バイアス(無意識の偏見)  
バイアスの自覚がない為加害者の弁明は一方的主張となり説得力がない
- ③ 価値観の判断がズレていれば単なる犯罪・嫌がらせに過ぎない

## (2) ハラスメントの判断

### ① 外観、動作、言葉

言語表現はヴォキャブラリーとレトリックによってカバーできる

### ② 内心 外観から推定して判断されることもある

### ③ それ迄の日常的な言動も判断に影響する

## (3) ハラスメントの結果

### ① RIはハラスメントに対しては厳格

### ② ハラスメントは加害者だけの問題ではない

クラブ、地区だけでなくロータリー全体に影響は及ぶ

## 5. 青少年を中心とするハラスメントの関連規範

### (1) 「青少年と接する際の行動規範に関する声明」

(Statement of Conduct for Working With Youth 章典2.120.1.(Jun. 2002～Oct. 2019))

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加する全ての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない。

## (2) 「虐待およびハラスメントの防止と報告手続き」

章典2.120.2. (Jan 2020)

1. 「RIは、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針(ゼロ容認方針)を有する。」
2. ガバナーエレクトの青少年保護に関する研修義務(ガバナー就任以前)
3. 地区の青少年保護方法の立案と実施義務
4. 72時間ルール
5. 申立についてゼロ容認方針に則り、法執行機関に報告する義務(must)
6. 性的虐待、ハラスメント申立があった場合、第三者による徹底した調査を行う義務がある(must)
7. 被疑者となったロータリー青少年プログラム関与の成人は問題解決迄青少年との接触は禁止(must)

8. ①容疑を認め、あるいは有罪とされ、あるいは被疑事実に関与したと認められる全てのロータリアンについて、クラブはその会員の身分を終結させなければならない(must)
- ②容疑を認め、あるいは有罪とされ、あるいは被疑事実に関与したと認められる非ロータリアンについては、ロータリーが関与することを禁じられる
- ③クラブは性的虐待、ハラスメントに関わった者を会員として認めるべきではない(may not)
- ④RI理事会は、クラブが故意に会員の身分終結措置をしなかった場合、当該会員の身分終結をする措置と併せて、方針の順守を怠ったことを理由として、クラブの加盟を終結する措置を講じる

(3) 青少年の旅行および宿泊 章典2.120.3.(Dec.2019)

クラブと地区のプログラムや活動で、未成年者が地元地域の外に旅行や宿泊するときは、青少年保護方針と書面による手続きを作成し、維持し、またこれを順守しなければならない。

- ・青少年交換の旅行は章典41.050.節「青少年交換」に概説されている方法に準拠する
- ・クラブと地区の義務の具体的内容
  - ①青少年参加者の保護者から事前に書面で許可を得る (Shall)
  - ②保護者に対して、出発前にプログラムの詳細、開催場所、旅行目的、宿泊設備、プログラム参加者への連絡先の告知 (shall)

## 2.120.3. 続き

- ③ 未成年者が国外または自宅から150マイル(≒241km)以上離れた場所に旅行する場合、未成年者の保護者が旅行保険を掛ける様に義務づけるべきである(should)

※インターアクト 41.010.3.と同趣旨

- (a) 補償内容「医療(母国を離れる旅行の場合)、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含」むもの
- (b) 補償額「活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足なもの」
- (c) 補償期間「未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまで」とする

## 4 「会合、行事または活動におけるハラスメントのない環境」章典26.120.(Dec.2019,Jan.2020)

### (1) 意義

- 旧2.120.(2017年6月理事会決定)を削除し、第2章「ロータリークラブ」から第4章「管理運営」へ移動
- ハラスメントを含む不適切な行動が生じた場合の、クラブ、地区、ゾーン、RI理事会の義務とペナルティーを規定
- 被害者の対象は青少年に限られない
- クラブレベルでの危機管理体制確立が必要

## (2)「ハラスメント」の定義

ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。

### (3) 被害者から申立があった場合の対応と不服

#### ア 申立についての判断主体

- ・クラブ 理事会 → ガバナー
- ・地区 ガバナーorガバナーに任命された委員会  
→ RI事務総長
- ・ゾーン RI理事orRI理事に任命された委員会  
→ RI会長

#### イ 回答期限

妥当な期間(通常は1カ月)

# (4) ハラスメントの場合の対応

## ア 申立があった場合

### ① 青少年の場合

a 章典2.120.2.(虐待およびハラスメントの防止と報告手続)による

特に72時間ルールに注意

b 青少年の年齢は定められていない

c 申立の内容が不明確な場合は判断を慎重に

## ②青少年以外の場合

- a 章典26.120.(会合、行事または活動におけるハラスメントのない環境)による
- b 72時間ルールはないが申し立てに対する判断は1ヶ月以内
- c 申立者の納得が行かない場合の措置に注意
- d 対象者は、会員、プログラム参加者だけではなく、事務職員なども含まれることを念頭に置く

## イ 申立がなされたときの注意点

- ① どうすればよいか分からないときは地区、RIJYEMに報告、相談する
- ② 判断は申立てられた側に不利な観点からも行う。有利な観点からの判断は身びいきで終わりにやすい
- ③ 72時間ルール適用がある場合、全く時間的余裕は無い
- ④ 申立てする側は、申立を受けたクラブや地区の動きとは関係なく、警察と相談し、地区、RIと協議をしているものと想定する必要がある(被害者の方は状況がシリアスである)

## 6 危機管理問題に対応するに当たって

- 「多分起こらないだろう」、「滅多には起こらないだろう」という態度は避ける
- 「想定外」は「想定しない」、「想定する必要がない」から生じる
- 危機管理問題が生じないのは単にその発生を知らないだけかもしれない
- 生じた問題の解決済みは、そう思っているだけかもしれない
- 危機状態が長期継続する場合には状況に応じた迅速かつ柔軟な対応が必要となる

問題となるのは判断基準をどの様に考えるかである

御清聴ありがとうございました。